

# 障がいのある方への助成事業について

## ●益田市精神障害者医療費助成事業

月の自己負担支払額が、自立支援医療（精神通院）負担上限額の2分の1を超えた場合に、その超過額を助成します。

### 対象者

自立支援医療（精神通院）受給者のうち、以下の条件全てに当てはまる方

- (1) 市民税非課税世帯で、所得区分が低所得1（B1）、低所得2（B2）の方
- (2) 月の自己負担支払額が、自立支援医療（精神通院）負担上限額の2分の1を超えた方
- (3) 益田市福祉医療費助成を受けていない方

手続きに必要なもの ※申請書や請求書は障がい者福祉課窓口にあります。

- (1) 自立支援医療受給者証…所得区分や受給期間を確認します。
- (2) 自己負担上限額管理表…助成の対象となるのは、支払済みの月となります。
- (3) 振込先が分かるもの（通帳など）

※令和6年度分（令和6年4月～令和7年3月）の請求手続きは、4月30日（水）までに行なってください。

## 4月1日から

## JRグループ等の旅客運賃の割引対象に精神障害者保健福祉手帳が追加されます

4月1日から、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象としたJRグループ等の旅客運賃の精神障害者割引制度が始まります。

### 対象者

精神障害者保健福祉手帳（「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄に、「第1種」または「第2種」の記載のあるもの）をお持ちの方

旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種：精神障害者保健福祉手帳 1級

旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第2種：精神障害者保健福祉手帳 2級または3級

※令和7年1月以降に発行した精神障害者保健福祉手帳には、あらかじめ印字されています。

※減額種別が記載されていない精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳をお持ちのうえ担当窓口でお申し出ください。手帳に減額種別のゴム印を押印します。

### 割引制度概要

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障がいの方と介護者（1名）の方 （介護者と一緒に利用する場合）	普通乗車券、回数乗車券 普通急行券、定期乗車券	5割
12歳未満の第2種精神障がいの方と介護者（1名）の方 （介護者と一緒に利用する場合）	定期乗車券	
第1・2種精神障がいの方がひとりで利用する場合 （片道100kmを超える場合）	普通乗車券	

※詳しい割引内容については、JR各駅の係員まで問い合わせください。

【問い合わせ先】 市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 ☎ FAX 31-8120  
市美都地域総務課 ☎ 52-2312 ☎ FAX 52-2190  
市匹見地域総務課 ☎ 56-0302 ☎ FAX 56-0362